文字瓦と知識

古 尾 谷 知 浩

はじめに

本稿は、物質資料に書かれた文字資料がいかなる歴史的文脈の中で書かれたかという問題に関わる一事例研究として、人名を記した文字瓦を取り上げることにより、古代における手工業生産・寺院造営のあり方を考えることを目的とする。

瓦・土器など窯業製品における焼成前篦書文字・刻印文字は生産の段階でしか記すことができない。従って、これらの文字資料は、手工業生産にどのように人間が関わったのかを示している[1)]。この点に着目して上記の課題に迫ってみたい。

第１節　文字瓦の諸類型

作業の前提として、焼成前篦書・刻印文字瓦にはどのようなものがあるのかを押さえておきたい。文字内容についてみると、大きく (1) 製作官司・瓦屋など、(2) 供給先、(3) 人名の三つの類型に分けられる。

(1) 製作官司・瓦屋などを記した典型的なものとしては、平城宮跡出土の刻印瓦にみえる「修」・「理」(修理司を指す) などがある[2)]。(2) 供給先を記した典型的なものとしては、下野国分寺・薬師寺出土の刻印・篦書瓦「国分寺」・「国分寺瓦」・「薬師寺瓦」などがある。

(3) 人名を記したものは、次の三つに細分できる。

(3) − 1　東国国分寺出土文字瓦[3)]を典型とするもの。

武蔵国分寺跡出土「戸主刑部広嶋（篦書）／豊（刻印、豊島郡を指す）」

これには、郡名を刻印している、戸主名を明記している、人名は男性に限る、などの特徴があり、律令行政機構を通じて瓦の製作・進上が行われたことを示している。これに関して参考となるのが、同じく武蔵国分寺から出土した次の篦書文字瓦である。

「秩父郡瓦長解　申
　　□
　右件瓦且進里□
　申以解□　　」

これには、秩父郡の瓦長が瓦を進上したことを報告する解の文言が書かれており、上記の推定の傍証となるものである。こうした瓦生産のあり方には、国分寺が律令制的負担体系に基づいて造営されたということが背景にある。さらにこれを進めて「律令税制に基づいて瓦が賦課された」との見解もある。

(3)－2　大野寺土塔出土文字瓦[4]を典型とするもの。

大野寺土塔出土「矢田マ連龍麻呂」・「坂本臣刀良女」・「蓮光」・「善智尼」（箆書）

これには個人名のみが記され、律令行政単位は記されていない。さらに、律令制的課役賦課対象外の女性や僧尼も含んでいる。この人名は、知識の参加者の名であると考えられており、行基が発願した土塔が、個人の知識により造営されたことを示すとされている。この傍証となるのが、同じく大野寺土塔出土の次の箆書文字瓦である。

「×遣諸同知職尓入×
　八月卅日　　」

なお、「知識」とは、本来は僧侶の知人を指すが、転じて、仏教の功徳にあずかるため、写経・寺院造営などの仏教事業に、財物・労働力などを提供して結縁することを意味する[5]。狩谷掖斎は『古京遺文』において「猶レ謂二結社一。蓋今俗言講中者是也。」と説明している。

このほか、同じく行基発願の山崎院から出土した人名文字瓦[6]や、直接行基と関係はないが備後国宮の前廃寺から出土した人名文字瓦[7]も同様のものと考えられている。

(3)－3　恭仁宮跡出土刻印瓦を典型とするもの。

「日奉」・「中臣」・「刑マ」・「真依」

これらは工人の名を示し、瓦工人の労務管理に関係すると考えられている[8]。

以上、文字瓦全体を概観したが、本稿で特に取り上げたいのは、(3)－1と(3)－2である。(3)－1について先述した従来の見解には上原真人が異論を提起し、また、(3)－2の土塔出土文字瓦については、近年、堺市教育委員会が発掘調査に基づく報告書を刊行している。人名文字瓦については、これらを踏まえて再検討を行う必要がある。

第２節　東国国分寺の文字瓦

１　律令税制か知識か

先述のように、東国国分寺の文字瓦については、従来、律令税制に基づいて造瓦を負

担した人の名であるとの見方があった[9]。しかし、これに対して、上原真人は国分寺造営に際して知識に参加した人の名であるとの見解を提起した[10]。その理由は、「律令税制」といった場合、その法的根拠が不明であることと、官衙遺跡である栃木県上神主遺跡から人名瓦が出土していることは認めつつも、人名文字瓦の出土が寺院遺跡に偏在していることである。以上のことから、国分寺人名文字瓦の製作は、租税負担によるものではなく、租税に上積みする形で強制的に課せられた知識によるものと評価した。

もちろん、国分寺文字瓦では郡名が刻印されている場合があって、画一的に郡の規制を受けているという性格があり、また、女性名がみられない点も特徴の一つであって、これらは大野寺土塔の場合と相違している。しかし、後述するように、負担が郡単位であることは知識であることと矛盾はしない。

そもそも、国分寺が知識によって造営されたことは、史料上明証がある。国分寺の財政基盤としては、国分寺造立開始段階で僧寺に封50戸、水田10町、尼寺に水田10町を充て（『続日本紀』天平13年〈741〉 3月乙巳条）、 3年後には、正税4万束を割き、その出挙利稲を二寺の造営に充てることになった（『同』天平16年7月甲申条）。しかしそれでも造営は進まず、さらに3年後、造営を督励することと合わせて、寺田を増額するとともに、郡司らに対し、子孫を絶えることなく郡領に任ずることを見返りに、造営に協力することを促している。これを受けて、宝亀初年に至るまで、国分寺に稲、米、墾田などを献じて叙位に預かる記事が『続日本紀』に散見する。そのうち、天平勝宝元年（749） 5月戊寅条には「上野国碓氷郡人外従七位上石上部君諸弟、尾張国山田郡人外従七位下生江臣安久多、伊予国宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各献二当国々分寺知識物一、並授二外従五位下一。」、同年閏5月癸丑条に「飛騨国太野郡大領外正七位下飛騨国造高市麻呂、上野国勢多郡小領外従七位下上毛野朝臣足人、各献二当国々分寺智識物一、並授二外従五位下一。」とあって、献物を「知識」と明記している。知識という財源なしでは国分寺の造営は進まなかったのである。『続日本紀』には五位以上の叙位しか記されないが、ここにみえない多くの知識とそれに対する褒賞があったことは想定しておく必要がある。

以上、国分寺造営に際し、知識が行われたことを確認したが、箆書文字とはいかなる関係にあったのだろうか。確かに、人名箆書文字が雑徭や封戸に関係する可能性がないわけではない。しかし、次に挙げる資料は、瓦に文字を記す行為が知識に関わっていることを示唆する資料である。最近、大隅国分寺跡から「知□」と記した文字瓦が出土した[11]。報道発表段階では第2文字目は確定していないが、写真版によれば、おそらく「職」であり、「知識」を示している。時期・地域は異なり、また人名文字瓦ではないが、この資料は箆書文字が知識に伴うとみる説にとって有力な傍証となる。

一方、人名文字瓦知識説に対しては批判も根強い。例えば、山路直充は、東国国分寺の郡名・郷名・人名文字瓦について、生産経費の負担に関連して記されたものであると

し、知識とは関わらず、雑徭の代納による負担を示すものであると評価する[12]。しかし、生産経費の負担を示すために文字を記すことと、知識説とは矛盾するのであろうか。自発的であるか否かにかかわらず、知識であっても負担であることには変りはない。知識負担が律令行政単位で徴収されたのであれば、経費負担の区分を表示することには意味がある。特に郡司の知識に対し褒賞がなされる場合があるのだから、郡名刻印はこの点でも必要である。一般の戸主名まで記す場合も、『続日本紀』に収録されなかっただけで、その戸に対し何らかの対応がなされたのかも知れないし、郡司に褒賞が集約されたのかも知れない。

雑徭を瓦で代納したという説にも疑問がある。一箇所の窯で複数の郡名刻印をもつ瓦が出土していることからすれば、それぞれの郡内ではその分の瓦生産はしていないことになる。もし、各郡で雑徭を代納しているとすれば、稲・布など、一般に交換価値を持つ物資を納入したと推測できるが、そうであるならば、まずもって稲・布などに郡名を表示して経費負担を区分すべきである。これらを一般的な財源に繰り込んで瓦生産に充てるのであれば、瓦に記銘することは不要であり、不可能である。

瓦自体に郡名を記銘していること、瓦の進上に「郡瓦長」が関与していることなどからすれば、郡は単に代物を納入して生産経費を負担すれば良いのではなく、瓦自体を進上することが重要だったと推定できる。知識の場合、仏寺に結縁するのが目的であるから、瓦自体を進上し、瓦自体に記銘することに意味があったのである。

雑徭にしても知識にしても、末端では郡司層の地域に対する支配力を媒介に徴発することになる。問題は国司が徴発する段階での名目ということになるが、雑徭は令規定上、年間一人あたり60日という限度で徴発するものである。国分寺造営は天平年間に新たに始まった事業である。それまでの雑徭徴発が限度内で余裕があった、あるいは国分寺造営のために他の支出を圧縮したとみるならばともかく、新規事業に対応する新規財源が求められたことは充分想定できる。文字瓦租税説と知識説を敢えて止揚するならば、律令規定外で限度なしの知識という名目の新規租税と位置づけても良い。

なお、国府など、寺院以外で郡名瓦が出土していることから知識説は批判されるが、道橋の整備の例もあるように、知識は寺院造営に限らない。国側が知識名目の収取方式を獲得したならば、それをさまざまな造営事業に活用しようとしたことは、容易に想像できる。

さて、「知識」とは、本来は個人の自発的な信仰心に基づくもので、権力に強制される性格のものではないかもしれない。しかし、実態としては、国家によって知識が強制され、律令行政機構を通じて物資・労働力が徴発されることは特異なことではない。以下、項を改めて、「強制された知識」の諸相を検討する。

2　強制された知識

若井敏明は、知識の多様なあり方を整理し、民間で行われていた知識のほか、宮廷貴族や下級官人の知識の存在を抽出する[13]。知識は様々な階層で存在していたのである。こうした重層的な知識のあり方を歴史的前提として、若井は東大寺大仏造立事業を分析する。

そもそも大仏造立は、『続日本紀』天平15年（743）10月辛巳条の大仏造立詔に、

> 詔曰、（中略）以二天平十五年歳次癸未十月十五日一、発二菩薩大願一、奉レ造二盧舎那仏金銅像一躯一、尽二国銅一而鎔レ象、削二大山一以構レ堂、広及二法界一為二朕知識一、遂使下同蒙二利益一、共致中菩提上。（中略）預二知識一者、懇発二至誠一、各招二介福一、宜三毎レ日三拝二盧舎那仏一、自当三存レ念各造二盧舎那仏一也。如更有レ人情下願持二一枝草一把土一助中造像上者、恣聴レ之。国郡等司莫下因二此事一、侵二擾百姓一、強令中収斂上。布二告遐迩一、知二朕意一矣。

とあるように、聖武天皇が発願したもので、天皇が主導する知識によって遂行されることになっていたものである。その有様は、『東大寺要録』２「造寺材木知識記」や正倉院文書中の「種々収納銭注文」[14]によってうかがうことができる。

これらの史料によれば、個人が直接参加する知識のほか、官司単位の知識、大宰府や国単位の知識によって資金が調達されたことが知られる。若井は、先の大仏造立詔に、「国郡等司莫下因二此事一、侵二擾百姓一、強令中収斂上。」とあることから、国単位の知識を国司官人によるものとする。建前はその通りであろうが、国分寺文字瓦のあり方と照らし合わせれば、国単位で民衆から徴収したものと推定できる。

全体的な枠組みは若井の検討で尽くされているが、この他、出土文字史料からうかがえる事例を挙げておきたい。

大仏造立以前の例として、二条大路木簡中の、SD5300出土、天平８年（736）８月２日兵部省卿宅政所宛中宮職移[15]によれば、舎人などから知識銭を徴収していることが知られる。これは考文銭と同時に徴収されており、事実上強制であったと判断できる。

大仏造立における知識を示す史料として、東大寺出土木簡の中に、次のような知識銭に付せられた札がある[16]。

・「∨銭二百文　　」
・「∨『主□智識』」　　130×18×2　033

このほか、同様の知識銭付札が、称徳天皇が発願した西隆寺の跡から出土している[17]。

「秦人小勝
　o
　進五十文」　　52×23×4　022

・「∨合□智識銭□所入　大炊寮助□□
　　［　　］

・「∨［　　］
　　部宿祢人五百文
　　神護景雲二年十二月×　　(84)×(15)×1　039

・「∨修理司工丹生豊□」
・「∨　古銭卅文　　」　　92×27×3　032

・「∨近衛府
・「∨新六百八×　　(63)×18×3　032

このように、知識銭が、個人あるいは官司（修理司・近衛府）単位にまとめられて進上されていたことがわかる。また、西隆寺跡出土の漆紙文書に次のようなものがある[18)]。

×亀九年四月□

（中間不明）

□　□日充十四石五斗

〔三ヵ〕
已上□人別一升
□婆夷一人　已上三×

〔人ヵ〕
□□鉄工二□

これは優婆夷・鉄工などに労働の対価として食料を支給したことを記した文書であり、鉄工とともに、仏教を媒介にして女性労働力が動員されたことを示している。

以上のように、知識には、民間のほか、様々なレベルで行われていたものがあり、特に天皇が発願した寺院の造営においては、強制的に知識物が徴収されていた場合がある

ことが判明する。

3　小結

以上みてきたように、天皇主導で行われた知識においては、官司単位や国郡単位の形で、律令制的行政機構を通じて徴収が行われていた。これは、租税とは別に、これに上積みして徴収されたものである。さらに、確かに東国国分寺文字瓦の例にはみられないが、知識の場合、律令制的租税の課税対象外である女性も動員することが可能であった。

大仏造立のほか、天皇の詔に始まる官司機構単位での写経事業であった天平宝字2年（758）知識大般若経[19]のような、天皇主導の知識を、栄原永遠男は「王権的知識」と位置づける[20]。「王権的知識」を支配の正当性[21]の観点から捉え直すならば、次のように評価することができよう。

知識物を徴収する正当性の根拠は、天皇の仏教信仰上の意志である。これは律令の規定に基づくものではなく、伝統的な貢納でもない。「強制的知識」は、法的規定や伝統に束縛されることなく、女性、僧侶からも物資や労働力を徴収できる仕組みだったのである。

第3節　大野寺土塔の文字瓦

1　大野寺土塔と出土文字瓦の概要

大野寺土塔は大阪府堺市土塔町に所在する仏塔である。古くから人名文字瓦が出土することで知られていたが、近年、発掘調査に基づく文字瓦の報告書が堺市教育委員会から刊行された[22]。そこには、発掘調査以外で出土したものも含めた文字瓦の集成のほか、近藤康司[23]・岩宮未地子[24]らの論考も収録されている。以下、この業績に依拠しながら土塔と出土文字瓦について概観する。

土塔は、平面は一辺53.1 mの方形で、高さ8.6 m以上のピラミッド状の形態を呈する。最下部に瓦積基壇を、その上に土で十三重の段を築き、各層の屋根に瓦を葺いている。この土塔を持つ大野寺は、『行基年譜』に、

行年六十歳丁卯　聖武天皇四年　神亀五年丁卯
大野寺　在和泉国大鳥郡大野村　二月三日起

とみえるものに相当すると考えられてきた。但し、行基が60歳になる丁卯年は聖武天皇4年（727）に当たるが、これは神亀4年であって、「神亀五年」は誤りである。

土塔出土の文字瓦は、大きく三つの類型に分けられる。

(1)「神亀四年」銘軒丸瓦

「神亀四年／×卯年二月×」

これは笵の中房部に鏡文字で陰刻した銘を瓦当に転写したものである。つまり、瓦当笵製作段階に記された文字ということになる。当該の軒丸瓦は創建期のものであるから、この文字も創建段階で記されたものである。この史料から、『行基年譜』当該部分の信頼性が確かめられ、大野寺の聖武4年創建の記事は、架空の記述ではないことが確実になった。

(2)「知識」銘丸瓦（再掲）

「×遣諸同知職尓入×

八月卅日　　」

この史料は、大野寺土塔が知識によって造営されたことを端的に示すものである。

(3) 人名瓦

(2) で、知識による造営が確実となったが、その知識への参加者を示すものである。一部の例は先に掲げたが、詳細は後述する。

土塔出土瓦の製作技法は、次の通りである。創建期における主流の技法は、丸瓦は模骨巻き作り、平瓦は桶巻き作りで、平瓦の凸面タタキ痕は回転ナデにより消している。これは文字の記入を前提にしていると推定されている。この他の技法は補完的であるが、土塔に特徴的なものとして、須恵器工人の技法を用いているものがある。それは、凸面に平行タタキ痕、凹面に同心円状の当て具痕が残るもので、平瓦の6％を占める。

また、愛知県陶磁資料館所蔵資料の中に、伝陶邑窯跡群周辺採集とされる11点の文字瓦がある（以下、「愛知県資料」と略称）。これらの製作技法は、桶巻き作り・格子タタキで、ほぼ共通する。この技法の瓦は、土塔出土資料に少数ながら存在し、また、周辺で他に文字瓦の供給先となった寺院もないことから、土塔に供給される予定の瓦であった可能性が高い。また、製作技法が共通するものがまとまっていることから、窯跡で出土した可能性が高い。

焼成窯については、多くは至近の大野寺窯跡1・2号窯であったと推定されるが、他の瓦窯として、陶邑窯跡群光明池地区瓦陶兼業KM38–II号窯[25]がある。なお、現在知られている限りでは、陶邑窯跡群で同じ時期に瓦を焼いていた窯はこの窯周辺に限られている。KM38–II号窯の所在は現堺市美木多で、和泉国大鳥郡和田（ニギタ）郷の比定地である。ここは、大鳥郡と和泉郡の境界近くに当たる。

次に、人名文字瓦の概要を整理する。文字が記入されているのは、平瓦は凸面・凹面両方であり、丸瓦はほぼ凸面に限られる。凸面については、分割後に記入される場合と、分割前に記入される場合が考えられるが、文字が半裁されている例があり、この場合は分割前の記入である。凹面については分割後にしか記入できない。

人名記載の基本は、瓦1枚に1名、1名は瓦1枚に記載するというものである。これは全体の97％を占めている。これらは原則的に異筆であり、各自で名前を記入したことを示している。残り3％の中には、瓦1枚に複数名を記載するもの（別筆の場合と同

筆の場合がある)、複数の瓦に同名同筆の記載があるもの（「蓮光」15点「泰順」 3 点ほか。指導者か)、複数の瓦に同名別筆の記載があるもの（「連善」「賢実」各 2 点。一部の僧侶名)、複数の瓦に別名同筆の記載があるもの（「矢田部連龍麻呂」 8 点と「矢田部連田々你古」 4 点の計12点が同筆。近い関係の者が代筆か）などがある。

岩宮は、人名文字瓦にみえる氏族の分布を検討し、その結果、和泉国・河内国・摂津国に及んでおり、特に和泉国大鳥郡・河内国丹比郡が多いという結論を得ている。但し、これは、氏族本来の拠点の所在がいずこであるかという議論としては成立するが、個々の記名者の実際の居住地や本貫とは別次元のことである。例えば、後述する愛知県資料の中には、岩宮が河内国とする「忍海部」が和泉国和泉郡池田里に属している例がみられる。

2　知識の参加者

次いで、土塔の知識に参加した人々が、いかなる性格の集団であったのかを考えたいが、最初の作業として、参加人数（記名人数）の推定を行っておきたい。

まず、出土人名瓦と出土文字瓦の比率は、1069点／1171点＝91％である。また、出土瓦数に対する文字記銘率は4.1％で、推定総瓦数は52000枚～61000枚＋瓦積基壇分である。以上のことから、推定総文字瓦数は2132枚～2501枚＋瓦積基壇分、うち総人名文字瓦数は1940枚～2276枚＋瓦積基壇分、うち 1 名のみ記載するもの（97％）は1882枚～2208枚＋瓦積基壇分となる。つまり、2000人前後が記名していることになる。細かい数字の当否は問わないとしても、この人数は50戸＝ 1 郷（里）の範囲を超える。ちなみに『和名類聚抄』によれば、大鳥郡は10郷から成っている。

次に、彼らが知識へ参加した形態について考える。東野治之は、財物の寄進ではなく、造瓦における単純労働を奉仕したと推定する[26]。2000人規模という人数の多さから考えて、これは造瓦における専門労働力ではないことは間違いない。また、瓦を分割する際に、人名を切断している例があることからみて、瓦工は人名の存在に頓着していない。東野の単純労働者であるとの推定は首肯できるが、具体的にはいかなるものであっただろうか。そこで、造瓦における労働のあり方を検討する。

造瓦の工程を知ることができる史料が、正倉院文書や『延喜式』にある[27]。

天平宝字 6 （762）年 3 月 1 日「造東大寺司告朔解」[28]

造瓦所（中略）

作物

焼瓦一万五千八百八十枚	功一百五十六人
採瓦焼料薪九百十八荷	功四百五十九人
採火棹卅枝	功五人

修理瓦屋一宇　長卌五丈　功卅三人
開埴穴并堀埴　功十五人
請仕丁等養物参向大津宮　功八人
料理瓦工等食物　功卅人
運瓦寺家　功卅人

天平宝字6年4月1日「造東大寺司告朔解」[29]
造瓦所（中略）
作物
作瓦一万一千四百八十五枚　功百卅五人
打埴十三万七千八百斤　功三百五十一人
開埴穴并堀積埴　功卅五人
修理瓦屋三宇　別長八丈　功卅三人
掃浄瓦屋四宇　一宇長卌五丈 三宇別長八丈　功廿六人
奉請弥勒観世音菩薩像二躯珎努宮　功百廿八人
雑工等廝　功五十人

天平宝字7年正月3日「造東大寺司告朔解」[30]
造瓦所（中略）
作物
焼瓦六千六百枚　功六十六人
採薪四百六十六荷　功二百卅三人
修理瓦窯一口　功五十人
瓦工廝　功廿九人

『延喜式』木工寮
掘埴
掘二開埴土一一人一日立方五尺［堅埴二減一尺一］。一人一日取レ埴大二千斤［堅埴減二一千斤一］。
工一人作二埴槌一十五柄。夫一人作二運レ埴葛籠一十五口。
作瓦
夫一人一日打レ埴大三百斤［雇人加二一百斤一］。以二沙一斗五升一交二埴四百斤一。以二一千八百斤一為二一畳一。以二四畳一充二一夫一。工一人日造二瓩瓦一九十枚［筒瓦

亦同。但彫端八十三枚]。宇瓦廿八枚。鐙瓦廿三枚。以二埴十一斤一造二瓩瓦一枚一。筒瓦九斤。宇瓦十八斤。鐙瓦十五斤。夫一人暴二干雑瓦一三百五十枚。
作二瓩瓦一料商布一尺四寸［宇瓦一尺五寸。鐙瓦・筒瓦各二尺二寸。并充二千枚。］苧小二両充二雑瓦六百枚一。
工冊人・夫八十人作二瓦窯一十烟。烟別工四人・夫八人。焼二雑瓦一千枚一料。薪四千八百斤［柔埴加二一千廿斤一］

これらの史料から、奈良時代の造東大寺司造瓦所や、平安時代の木工寮における造瓦のあり方が知られる。『延喜式』木工寮からは、工と夫つまり専門労働力と単純労働力の区別があったことがわかり、「造東大寺司告朔解」からは、最も労働力が必要なのは「打埴」「採薪」の作業であったことがわかる。

さて、土塔に限らず、焼成前篦書文字瓦の場合、文字を記入したのは、粘土を整形した後、完全に乾くまでの段階であり、『延喜式』でいう「暴干」の工程に相当する。『延喜式』の段階では、平瓦製作技法は一枚造であって、土塔創建段階とは異なるが、「暴干」作業については大差あるまい。「暴干」は「夫」が担当するものであるが、記名者は暴干に従事した者なのであろうか。『延喜式』では、夫1人が1日に暴干350枚を担当することになっている。土塔の推定総瓦数は52000枚〜61000枚＋瓦積基壇分であるから、暴干に必要な労働力は延べ149人〜174人＋瓦積基壇分だったことになる。つまり、暴干以外の作業に従事した労働力も記名している計算になる。多くの労働者が必要とされていたのは打埴や採薪であるから、これらの作業に従事した労働者が含まれていたはずである。彼らは、成形された瓦が完全に乾ききるまでの限られた時期に、自分の作業とは別に、暴干作業の場に赴いて記名したことになる。記名者が、個々に自分の意志で持ち場を離れて記名のために赴いたとすると、瓦乾燥のタイミングに合うとは限らないし、本来の作業の進行についても障害となる。造瓦作業全体の進行に目配りのできる人物の指示が必要である。また、造瓦作業に関わらない者が記名していた場合は、なおさら指示を仰ぐ必要がある。人名文字瓦の中に、「蓮光」のような、複数の瓦に記名する僧侶があることは、こうした指導者の存在を示唆する。従って、瓦への記名は、個々人の自発的な営みではない。指示された、組織化された行動である。

そこで、その組織の質が問題となる。これを考える手がかりが、愛知県資料の中にあるので、項を改めて検討したい。

3　愛知県陶磁資料館所蔵資料の分析

当該資料については、既に柴垣勇夫の研究[31]があって、主要な論点は検討しつくされている。しかし、この成果は、これまで注目されないままであった。以下、柴垣の指摘を踏まえながら再度考察してみたい。

愛知県資料の中に次のようなものがある。

「　　葛□連
　　〔マヵ〕
池田里　忍海□
　　〔津ヵ〕
　　□　　」

これには、「池田里」を単位に 3 人の人名が連記されている。この「里」は、単に居住村落を「里」と称した可能性もあるが、律令行政機構の単位である可能性もある。後者の場合、土塔創建当時、厳密には郷里制の里を指すが、郷里制下、郷制下でも50戸＝1 郷の郷を「里」と表記する例はある[32]。郷里制の里とすると、里名だけ書いたのでは特定することが困難であるから、郷に相当するとみるべきである。『和名類聚抄』によれば、和泉国和泉郡に池田郷があって、大鳥郡との境界近くに比定されている。

この「池田里」が、単なる村落の表記か、律令行政単位かという問題は、一点の瓦だけからでは判断不可能であって、類例を検討しなければならない。

土塔文字瓦と地域的、時期的に近い知識の例として、天平 2 年（730）の和泉監知識経が挙げられる。これは、明証はないが、行基に関係する可能性が指摘されているものである[33]。瑜伽師地論巻26奥書には、次のようにある[34]。

書写　石津連大足

和泉監大鳥郡日下部郷天平二年歳次庚午九月書写奉

大檀越 優婆塞練信
　　従七位下大領勲十二等日下部首名麻呂　惣知識七百九人 男二百七十六
　　女四百卅三

この奥書自体が表明している知識集団の単位は「和泉監大鳥郡日下部郷」である。つまり、監（国に相当）・郡・郷という律令行政機構名を単位としている。この知識の主体は優婆塞の練信と郡司の大領日下部首名麻呂であって、律令国家ではないが、大檀越として律令行政単位を利用して知識を組織している。信仰に基づく独自の組織を作っているのではない。

知識に参加した人数をみると、これはほぼ50戸＝1 郷に相当する[35]。現実に本貫が日下部郷の戸籍に登載された者のみで構成されていたとは限らない。他郡他郷の者が入っていた可能性は当然ある。しかし、知識集団の自己認識としてはあくまで監・郡・郷が単位なのであった。

同様に律令行政単位が知識集団の単位となっている例として、丙戌年（686）の川内国志貴評知識経が挙げられる。金剛場陀羅尼経巻 1 奥書に次のようにある[36]。

歳次丙戌年五月川内国志貴評内知識為七世父母及
一切衆生敬造金剛場陀羅尼経一部藉此善因往生浄
土終成正覚　　教化僧宝林

これも、奥書自体が表明している知識集団の単位は、国・評（郡）である。

また、いわゆる「家原邑知識経」でも同じことがいえる。天平勝宝 6 年（754）の大般若波羅密多経奥書[37]では、巻421などでは「家原邑」とあるが、巻426や巻429では「家原里」とあり、これは河内国大県郡家原郷に当たる。

以上のように、7 世紀段階から、律令行政機構の単位が知識集団の単位となっている例がある。こうした類例から判断して、愛知県資料にみえる「池田里」も律令行政単位を指していると考えて良い。

大野寺土塔出土資料で行政単位名を書くものは、他に「□小林里林□」と記す 1 点のみであって、行政単位を書く資料は少数である。同一の窯跡から出土したと推定される愛知県資料の中でも 1 点のみである。では、これらは無視可能な例外であろうか。否、無視するのは適切ではなく、むしろ、なぜこれだけ里名を記したのか、あるいは、なぜ他の一般の資料は記さないのか、という問いを立てるべきであろう。

先述のように、池田里（郷）は和泉郡に属している。これに対し、大野寺土塔は大鳥郡に所在する。このことから、「池田里」は隣郡だから里名（里名さえ書けば和泉郡であることは明白である）を書いたのであり、逆に、大鳥郡に属していた者は里名を書かなかったとの推定が成り立つ。大鳥郡の人間が、同じ郡内の大野寺土塔に寄進するための瓦を、同じ郡内の大野寺瓦窯で製作しているときに人名を記入する際は、「大鳥郡」は自明だから書く必要はなかろう。つまり、郡里名のないものはかえって大鳥郡であることを示しており、このことは、同郡であることが意識された結果であるといえる。他郡所属の者のみ、ことさら大鳥郡と区別するために行政単位名を明記する必要があったのである。また、「池田里」の資料は 3 名を連記する点で例外的であるが、これも他郡の者だけ別扱いで記名したことを示すものである。

ちなみに、愛知県資料を焼成した窯は光明池地区かと推定されるが、これは大鳥郡と和泉郡の境界に当たる。大鳥郡に属する者も、和泉郡に属する者も記名に参加できる立地である。

以上のように、大野寺土塔の造営にあたっては、郡里（郷）の枠組みで知識を組織していたことがわかる。これは、和泉監知識経と同様の組織原理である（但し、知識経は移動可能なので奥書に監郡郷名まで明記する必要があったのであろう）。もちろん、土

塔の場合も、郡里名なしの人名瓦に大鳥郡以外の者（大鳥郡の範囲を越えた者、あるいはそもそも律令国家に把握されていない者）が含まれている可能性は否定できない。むしろ、そのような者がいたことを積極的に想像する。しかしながら、知識集団の自己認識はあくまで郡里（郷）だったのである。

4 小結

従来、行基の信仰集団の中で、伝統的政治力を有していた郡司層の重要性は指摘されていたが[38]、知識を組織する単位が監（国）・郡・郷（里）であったことは議論されてこなかった。行基のみならず民間の知識において、自己の組織を行政単位とは別の自律的信仰組織（例えば「講」など）として認識していたわけではない。集団の自己認識は国・郡・里だったのである。

行基の集団を、個々人の帰依に基づいて成立した第二次的な集団とみる評価があり[39]、それ自体は妥当としても、行政単位とは別の新たな組織を自覚的に作り上げたわけではなかった。土塔造営はあくまで行基の事業で、律令行政機構は関わっていないが、行基は行政単位の枠組みを利用したのである。

なお、同じく行基が発願した山崎院の文字瓦は、後期難波宮に瓦を供給した七尾瓦窯で焼成されたと推定されている[40]。知識集団の組織の議論とは次元を異にするが、同じように律令国家に関係する手工業組織を利用して寺院を造営していたことが読み取れる。

おわりに

以上2節にわたって検討したように、国分寺や東大寺の知識と、民間の知識経や大野寺土塔の知識では、発願主体が天皇か行基かという大きな違いがあるが、集団を組織するにあたって利用した単位はいずれも国・郡・里であった。もともと国家に抵抗して民間に仏教を広めていた行基が、後に大仏造立へ協力したことについて、従来「裏切り」「転向」「国家規模の知識というフィクションへの敗北」などと評価されてきたが、組織原理の上からは神亀年間の時点で既に親和性があったことになる。

このことは、何も行基の評価を貶めることにはならない。寺院の造営に際しては、信仰という内面の問題だけでなく、物質的基盤や組織化された労働が必要となる。行基にしても聖武天皇にしても、これを達成するために、歴史的に前提として存在している条件の下で、最大限利用できる組織を利用したに過ぎない。物質的基盤の生産の場とはすなわち手工業の場である[41]。文字瓦への記銘は、信仰に基づきながらも組織化された人々が直接に関わるという点で、このことが端的に表現される局面であるということができる。

註

1）篦書土器については、古尾谷知浩「文献史料からみた土器の生産・流通」（義江彰夫編『古代中世の社会変動と宗教』吉川弘文館、2006年）にて検討した。

2）森郁夫「平城宮の文字瓦」（『奈良国立文化財研究所研究論集』 6 、1980年）、山崎信二「平城宮・京の文字瓦からみた瓦生産」（奈良文化財研究所『文化財論叢Ⅲ』2002年）

3）大川清『武蔵国分寺瓦塼文字考』（小宮山書店、1958年）、森郁夫「奈良時代の文字瓦」（『日本史研究』136、1973年）、同「奈良時代における東国の寺院造営」（『考古学雑誌』61–4、1976年）、田熊清彦「下野国府と文字瓦」（『古代文化』41–12、1989年）

4）森浩一「大野寺の土塔と人名瓦について」（『文化史学』13、1957年）、森郁夫「奈良時代の文字瓦」（前掲註 3 ）

5）知識については、竹内理三「上代に於ける知識に就いて」（『竹内理三著作集 1 』角川書店、1998年、初発表1931年）、井上正一「奈良朝における知識について」（『史泉』29、1964年）、薗田香融「知識と教化」（赤松俊秀教授退官記念事業会『赤松俊秀教授退官記念国史論集』文功社、1972年）、中井真孝『日本古代の仏教と民衆』（評論社、1973年）、同「共同体と仏教」（『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、1991年、初発表1974年）、勝浦令子「行基の活動における民衆参加の特質――都市住民と女性の参加をめぐって」（『日本古代の僧尼と社会』吉川弘文館、2000年、初発表1982年）、同「行基の活動と畿内の民間仏教」（『同』、初発表1986年）、同「光覚知識経の研究」（『同』、初発表1985年）、速水侑編『行基』（吉川弘文館、2004年）などを参照。

6）山崎院は、『行基年譜』によれば天平 3 年（731）に行基が建立したとされる。清水みき「行基集団と山崎院の造作――人名文字瓦の検討より」（続日本紀研究会編『続日本紀の時代』塙書房、1994年）、山中章「山崎院の建立」（『長岡京研究序説』塙書房、2001年、初発表1995年）、林亨「山城国山崎院と人名瓦」（摂河泉古代寺院研究会編『行基の考古学』塙書房、2002年）

7）東野治之「備後宮の前廃寺出土の文字瓦」（『日本古代木簡の研究』塙書房、1983年）

8）上原真人「恭仁宮文字瓦の年代」（『文化財論叢』同朋舎出版、1983年）、同「天平12・13年の瓦工房」（『奈良国立文化財研究所研究論集』 7 、1984年）、山崎信二「平城宮・京の文字瓦からみた瓦生産」（前掲註 2 ）

9）大川清「奈良・平安時代の造瓦組織」（『日本古代の瓦窯』雄山閣出版、1997年）、研究史整理については、山路直充「文字瓦の生産」（『文字と古代日本　3　流通と文字』吉川弘文館、2005年）を参照。

10）上原真人「東国国分寺の文字瓦再考」（『古代文化』41–12、1989年）、同「奈良時代の文字瓦」（摂河泉古代寺院研究会編『行基の考古学』塙書房、2002年）

11）南日本新聞2006年 6 月14日

12）山路直充「文字瓦の生産」（前掲註10）

13）若井敏明「大仏造立をめぐる覚書」（続日本紀研究会編『続日本紀の時代』塙書房、1994年）、同「行基と知識結」（速水侑編『行基』（吉川弘文館、2004年））

14）正倉院古文書続々修47–5、『大日本古文書』24巻315頁～318頁（以下、続々修47–5、『大日古』24–315～318の如く略称）・丹裏古文書39、『大日古』25–95～97・同56、『大日古』25–112～113・同 4 、『大日古』25–66～70・同41、『大日古』25–99～100

15）奈良文化財研究所編『平城京木簡』 3 （2006年）、4513号

16）木簡学会編『日本古代木簡選』（岩波書店、1990年）、285号

17）今泉隆雄『古代木簡の研究』吉川弘文館、1998年

18）奈良文化財研究所編『平城京漆紙文書』 1 （2005年）、54号

19）山本幸男「天平宝字 2 年造東大寺司写経所の財政運用――知識経写経と写経所別当の銭運用を中

心に――」（『南都仏教』56、1986年）

20）栄原永遠男「郡的世界の内実――播磨国賀茂郡の場合」（『人文研究』51–2、1999年）、同「大野寺土塔の知識」（和泉市史編纂委員会『和泉市史紀要第11集　古代和泉郡の歴史的展開』2006年）

21）天皇による支配の正当性の問題については、古尾谷知浩『律令国家と天皇家産機構』（塙書房、2006年）を参照。

22）堺市教育委員会『史跡土塔　文字瓦聚成』2004年

23）近藤康司「軒瓦の編年からみた大野寺・土塔の盛衰」・「土塔出土文字瓦の考古学的考察」（堺市教育委員会『史跡土塔　文字瓦聚成』前掲註20）。このほか、近藤康司「和泉・大野寺の造瓦集団と知識集団」（森郁夫先生還暦記念論文集『瓦衣千年』1999年）、同「大野寺瓦窯からみた造瓦集団の様相」（『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』2002年）、同「大野寺を考古学する」（摂河泉古代寺院研究会編『行基の考古学』塙書房、2002年）、同「泉北の古代寺院」（『和泉市史紀要』11、2006年）、同「畿内における民衆と仏教――大野寺跡・土塔と山崎院の文字瓦を中心に」（奈良文化財研究所『在地社会と仏教』2006年）なども参照。

24）岩宮未地子「文字瓦の分析と考察」（堺市教育委員会『史跡土塔　文字瓦聚成』前掲註20）

25）有井宏子「陶邑における瓦生産――いわゆる「行基集団」の構成を考える一助として――」（狭山池調査事務所『狭山池論考編』1999年）

26）東野治之「土塔の文字瓦」（堺市教育委員会『史跡土塔　文字瓦聚成』前掲註20）

27）これらの史料については、小林行雄『続古代の技術』（塙書房、1964年）、森郁夫『瓦』（法政大学出版局、2001年）、渡辺晃宏「官営工房の賃金支給システム」（『官営工房研究会報』 4 、1996年）などを参照。

28）続々修38–9、『大日古』5–125～131

29）続修35、『大日古』5–188～195

30）続修別集33、『大日古』5–375～383

31）柴垣勇夫「伝陶邑窯出土の文字瓦資料について」（愛知県陶磁資料館『研究紀要』12、1993年）

32）例えば『日本霊異記』をひもとけば枚挙にいとまはない。

33）井上光貞「行基年譜、特に天平13年記の研究」（『日本古代思想史の研究』岩波書店、1982年、初発表1969年）

34）『寧楽遺文』中612頁。但し、字配りは堺市博物館『行基』（1998年）などに掲載されている写真版により改めた。

35）田中塊堂『日本写経綜鑑』（三明社、1953年）

36）『寧楽遺文』中610頁

37）『寧楽遺文』中623頁～624頁

38）長山泰孝「行基の布教と豪族」（『律令負担体系の研究』塙書房、1976年、初発表1971年）、栄原永遠男「行基と三世一身法」（赤松俊秀教授退官記念事業会『赤松俊秀教授退官記念国史論集』文功社、1972年）

39）石母田正「国家と行基と人民」（『日本古代国家論　第 1 部』岩波書店、1973年）

40）前掲註 6 参照。

41）行基と手工業の関係については、井山温子「和泉地方における行基集団の形成――とくに須恵器生産者との関連から」（『史泉』66、1987年）、北條勝貴「行基と技術者集団」（井上薫編『行基事典』国書刊行会、1997年）、鷺森浩幸「陶邑古窯跡群と中臣系氏族」（『和泉市史紀要』11、2006年）などを参照。